

令和8年度実施

(令和9年度採用)

牧之原市職員採用試験案内

(早期試験:土木・保健師・社会福祉士)



田沼意次侯PRキャラクター「意次くん」


RIDE ON
MAKINOHARA

【お問い合わせ窓口】

〒421-0495 静岡県牧之原市静波 447 番地 1
牧之原市役所（榛原庁舎 3 階）総務部総務課
電話:0548-23-0051

I 職種・採用予定人員・受験資格

職 種		記号	人員	受 験 資 格
土木職	大学・短大・ 専門学校卒	D	若干名	(1) 平成11年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による大学(4年制)、短期大学、専門学校を卒業した人若しくは令和9年3月31日までに卒業する見込みの人 (3) 土木学科を履修した人(令和9年3月31日までに履修する見込みの人を含む) ※採用は卒業が条件。
	職務経験	E	若干名	(1) 昭和52年4月2日以降に生まれた人 (2) 土木工事の設計又は施工管理などの職務経験を令和8年3月31日現在で5年以上有すること (3) 土木施工管理技士1級又は2級若しくは測量士、測量士補の資格がある人
保健師	—	J	若干名	(1) 平成11年4月2日以降に生まれた人 (2) 保健師の資格を取得している人又は令和9年3月31日までに行われる国家試験により、保健師の資格を取得する見込みの人 ※採用は資格取得が条件
	職務経験	K	若干名	(1) 昭和52年4月2日以降に生まれた人 (2) 保健師の資格を有し、保健師又は看護師の職務経験を令和8年3月31日現在で5年以上有すること
社会福祉士	—	L	若干名	(1) 平成11年4月2日以降に生まれた人 (2) 社会福祉士の資格を取得している人又は令和9年3月31日までに行われる国家試験により、社会福祉士の資格を取得する見込みの人 ※採用は資格取得が条件

<受験の要件>

○全職種共通

以下の(1)、(2)の要件を満たす人

(1) 以下のいずれかに該当する人(令和9年3月までに取得見込みの人を含む。)

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 以下のいずれにも該当しない人

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ 牧之原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

エ その他地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

II 受験申込手續について

受付期間 ※締切日の午後5時までに入力を完了してください。	令和8年3月20日(金)～4月19日(日)
申込方法	電子申請入力フォームより入力を行ってください。 https://logoform.jp/f/sHvM1 こちらのQRコードから申込できます。  ※試験案内をよく読んで、必須項目はすべて入力をしてください。 ※登録日から3か月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向)を添付してください。 ※受験申込後に、受験資格を有しなくなった時は受験できません。

III 採用試験日程

一次試験	事前課題実施期間	令和8年4月25日(土)～5月8日(金)
	事前課題	・SPI3(基礎能力・性格検査)
	事前課題実施方法	自宅などのパソコンで実施期間内に受検していただきます。 ①総務課人事係からSPI受検案内メールを応募者に送信。 ②実施期間内にSPI3(基礎能力・性格検査)を受検。 ※実施期間内に受検完了しなかった場合は、辞退したものとみなします。
	試験日	令和8年5月30日(土) ※受付:午前8時30分～午前9時
	試験会場	牧之原市役所 榛原庁舎4階 会議室
	試験内容	・個別面接 ・小論文
二次試験	試験日	令和8年6月13日(土)
	試験会場	牧之原市役所 榛原庁舎4階 会議室
	試験内容	個別面接

IV 試験結果の通知

1. 試験結果(一次、二次)は、合格者・不合格者ともメールで通知します。
2. 試験結果・合否の問い合わせについては、一切応じません。

V 採用について

1. 採用年月日は、令和9年4月1日です。
2. 受験資格がない場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格(内定)を取り消します。
3. 卒業見込みの人で卒業できない場合や、免許取得見込みの人が免許を取得できない場合は、採用されません。

VI 日本国籍を有しない人の職員としての任用について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員になるためには日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、以下の1及び2以外に任用されます。

1 公権力の行使に該当する業務

「公権力の行使」とは、「国又は地方公共団体が、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為」のことです。

具体的には、

- ①市民の権利や自由を一方的に制限することとなる業務
(例) 建築基準法に違反している建築物に対する同法に基づく各種措置命令
都市計画法に基づく開発行為の許可
- ②市民に対して一方的に義務や負担を課すこととなる業務
(例) 市民税や国民健康保険料の賦課徴収
- ③市民に対して強制力をもって執行する業務
(例) 市民税や国民健康保険料の滞納処分
- ④その他公権力の行使に該当する業務(行政立法、準司法的権能のある行為)
(例) 都市計画決定
市民の権利義務関係に影響を与える条例や規則の制定

2 公の意思形成への参画に該当する職

牧之原市の行政について、企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権を有する職

VII 給与・勤務条件等

1 給料

経験年数を有する者の初任給は、職務に有用な採用前の経験、実績を考慮して決定します。

(新卒初任給の目安)

(令和8年4月現在)

一般行政職	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額	241,280円	225,160円	208,312円

* 地域手当を含む

* 給与条例の改正により、金額が変更になる場合があります。

* 各種手当：期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が、条件に応じて支給されます。

2 勤務条件等

項目	内容
勤務時間	午前8時15分から午後5時00分まで(1日7時間45分) ※配属先により異なる場合があります。
休日等	土曜日、日曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日から1月3日)
休暇等	有給休暇(1月1日から12月31日までの間に20日) (採用初年度は15日) 未使用日数は20日を限度に翌年に繰り越し可能 病気休暇、特別休暇(結婚休暇、出産休暇、忌引、夏季休暇、介護休暇、子供を養育するための育児休業など)
その他	給与、勤務条件については、牧之原市の条例等で定められています。